

本会あてにメールにて届きました ご参照ください

公益社団法人 全国老人保健施設協会
一般社団法人 日本慢性期医療協会
日本介護医療院協会
公益社団法人 日本看護協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
一般社団法人 全国訪問看護事業協会
一般社団法人 全国デイ・ケア協会
一般社団法人 日本訪問リハビリテーション協会
一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会
一般社団法人 日本言語聴覚士協会
一般社団法人 日本作業療法士協会
公益社団法人 日本理学療法士協会

御中

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
厚生労働省老健局老人保健課の天満と申します。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和3年5月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）の延長が決定され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）が改正されたところです。

改正後の基本的対処方針において、「職場への出勤等」につきましては、従前の感染防止のための取組の徹底等に加え、「高齢者や基礎疾患を有する者など重症化リスクのある労働者及び妊娠している労働者や同居家族にそうした者がいる労働者については、本人の申出等を踏まえ、テレワークや時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行うこと」等とされたところです。

これを受け、今般、改めて職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化についての留意事項等を周知するため、厚生労働省労働基準局長より労使団体の長あてに「緊急事態宣言の延長を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について」（以下、「要請文」。）が発出されました。

貴会におかれましては、要請文や別添参考資料の内容についてご了知いただき、貴会会員への周知について、ご協力をいただくことをお願いいたします。



※容量の都合上、要請文等掲載されている URL をお示しいたしますので、適宜ご確認及びご活用ください。

○「緊急事態宣言の延長を踏まえ、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防と健康管理の強化について、経済団体などに協力を依頼しました」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18496.html

○「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理に関する参考資料一覧」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html

厚生労働省 老健局 老人保健課

企画法令係 天満 友宏(てんま ともひろ)

TEL：03-5253-1111(内線 3949)

03-3595-2490(夜間直通)

FAX：03-3595-4010